

## 「養護」についての論点

民秋メモ

1. 福祉や教育の領域（分野）においても、「養護」の使われ方に統一性はない。必ずしも同一の概念規定ではない。
2. したがって、保育指針における捉え方もありうる。
3. 「養護と教育の一体性」というときの「一体性」とは何か。
  - (1) それぞれ別の機能（function・はたらき）、すなわち、例えば、教育＝教える、養護＝守ると捉えられているのではないか。
  - (2) 幼稚園の教育のうえに（昭39）、保育所の保育をのせるとき（昭40）、特性を出す（差異化をはかる、旗幟を鮮明にする）ために、養護を浮きぼりにしたのではないか。
  - (3) (2) と関連させて、児童福祉施設として社会的性格を明らかにするためか。
4. 今次委員会の議論点
  - (1) 「養護」は保育内容領域の一つ
  - (2) 児童福祉施設だから「養護」は不可欠
  - (3) いわゆる「生活」として「養護」を捉える
5. 民秋の意見
  - (1) 「養護」は生命の保持と情緒の安定をはかるものである
  - (2) したがって、養護は5領域にみる活動・体験を支える「基礎的な事項」である
  - (3) 発達過程の初期段階ほど、養護の比重（役割）はより強いものである
  - (4) しかし、今日の家庭的状況に鑑みると、発達過程の後段の子どもにも不可欠の要素である。
 

——— ここに、5領域を支えるものという役割（位置づけ）のほか、いわゆる「生活」を「養護」との関わりで捉える必要はあるかもしれない。
  - (5) 保育の対象は「保育に欠ける」子どもであり、したがって、「生活を保障する」という課題を保育所は負っている。この課題を担うものとして養護はあるのか。
  - (6) では、この「生活」とは何か。『遊び』は生活の中心」としばしば言う。『生活』と『遊び』から保育はなりたつ」とも言う。

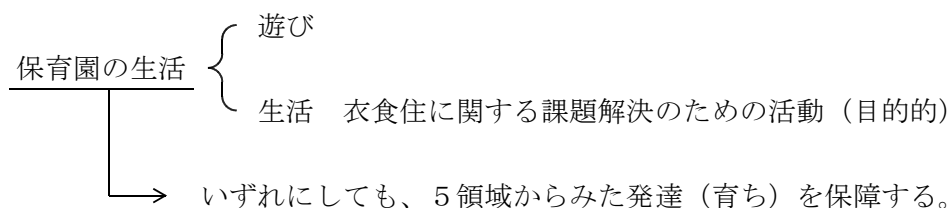


図1 保育内容の構造（模式図）

ねらい＝発達のための（保育士の）ねらい

内容＝園生活における活動・体験－これらを通じて子どもは「発達」する

配慮＝保育士の「援助」すべき事柄

		教 育				
		健 康	人 間 関 係	環 境	言 葉	表 現
発 達 過 程	Ⅷ ( 6 歳 )					
	Ⅵ ( 5 歳 )					
	Ⅴ ( 4 歳 )					
	Ⅳ ( 3 歳 )					
	Ⅲ ( 1 歳 3 ヶ月 ~ 2 歳 )					
	Ⅱ ( 6 ヶ月 ~ 1 歳 3 ヶ月 )					
	Ⅰ ( ~ 6 ヶ月 )					
			生命の保持 情緒の安定 養 護			

5領域にみる活動・体験を基礎的に支える。

したがって、保育士が「行わなければならない」ものである。